

## 本市のごみ処理の現状及び整備する施設の概要

### < 目 次 >

1. 松戸市におけるごみ処理の経緯と本事業 .....	1
2. 本市におけるごみ処理の現状 .....	1
3. 今後のごみ処理体系 .....	5
4. 建設候補地 .....	6
5. 整備する本施設の概要 .....	9
6. 今後の施設整備事業の流れ .....	9

## 1. 松戸市におけるごみ処理の経緯と本事業

松戸市（以下、「本市」という。）では、これまで可燃ごみ、その他のプラスチック等について、和名ヶ谷 1349 番地の 2 にある和名ヶ谷クリーンセンター（以下、「現施設」という。）と高柳新田 37 番地にあるクリーンセンター（以下、「旧施設」という。）で処理を行ってきました。しかし、施設の老朽化に伴い令和 2 年 3 月に旧施設を稼働停止し、その後は、現施設のみで処理を行っており、処理しきれない可燃ごみは、ごみ中継施設で積み替えを行い、近隣市等で処理しています。

なお、現施設は、平成 24 年度から 26 年度に基幹改良工事、平成 30 年度から令和元年度に強じん化整備工事を行っているものの、稼働から 28 年経過し老朽化が進んでおり、現施設の稼働停止を見据え、新たな処理体制の構築に向けた廃棄物焼却等施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の整備を進める必要があります。

本市では、市域内で発生する一般廃棄物処理に関して、長期的・総合的視野に立った基本的な方針を定めた「松戸市ごみ処理基本計画」を令和 4 年 3 月に策定しており、この中で、新たな施設整備の基本的方向性についてとりまとめています。

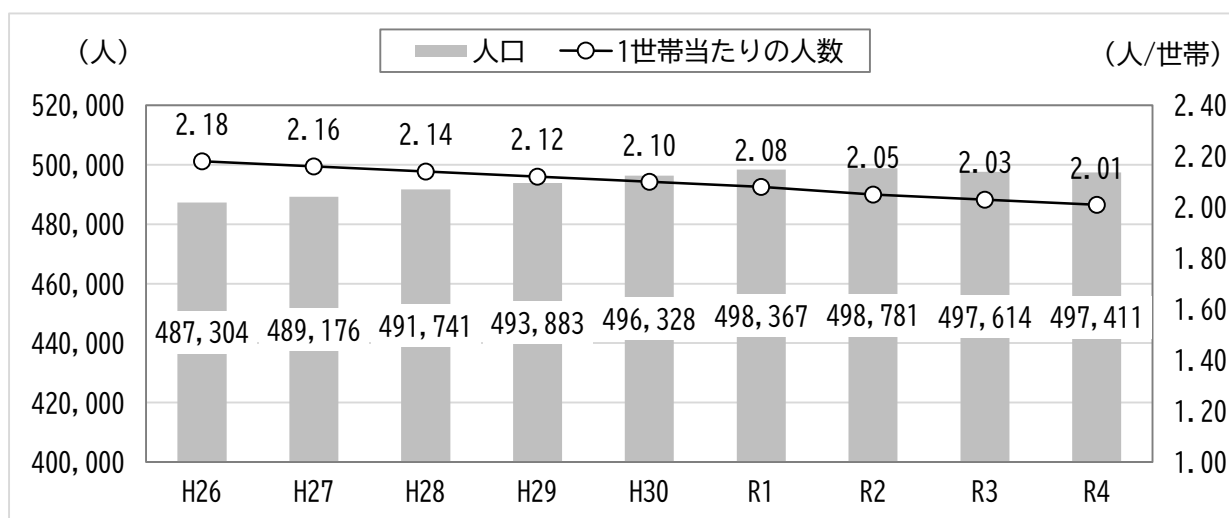
上記の内容を踏まえ、本市では、今後、安定的かつ効率的な処理体制の構築に向け、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設（以下、「本施設」という。）を整備するものであり、令和 16 年度の稼働開始を目指しています。

## 2. 本市におけるごみ処理の現状

### (1) 人口の推移

本市の人口は、令和 2 年度まで増加傾向で推移していましたが令和 3 年度以降は減少しており、令和 4 年 9 月 30 日現在、497,411 人となっています。

また、本市の世帯数は、増加傾向で推移しており、令和 4 年 9 月 30 日現在、247,200 世帯となっていますが、1 世帯当たりの人数は減少しています。



出典：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

図 1 人口及び 1 世帯当たりの人数

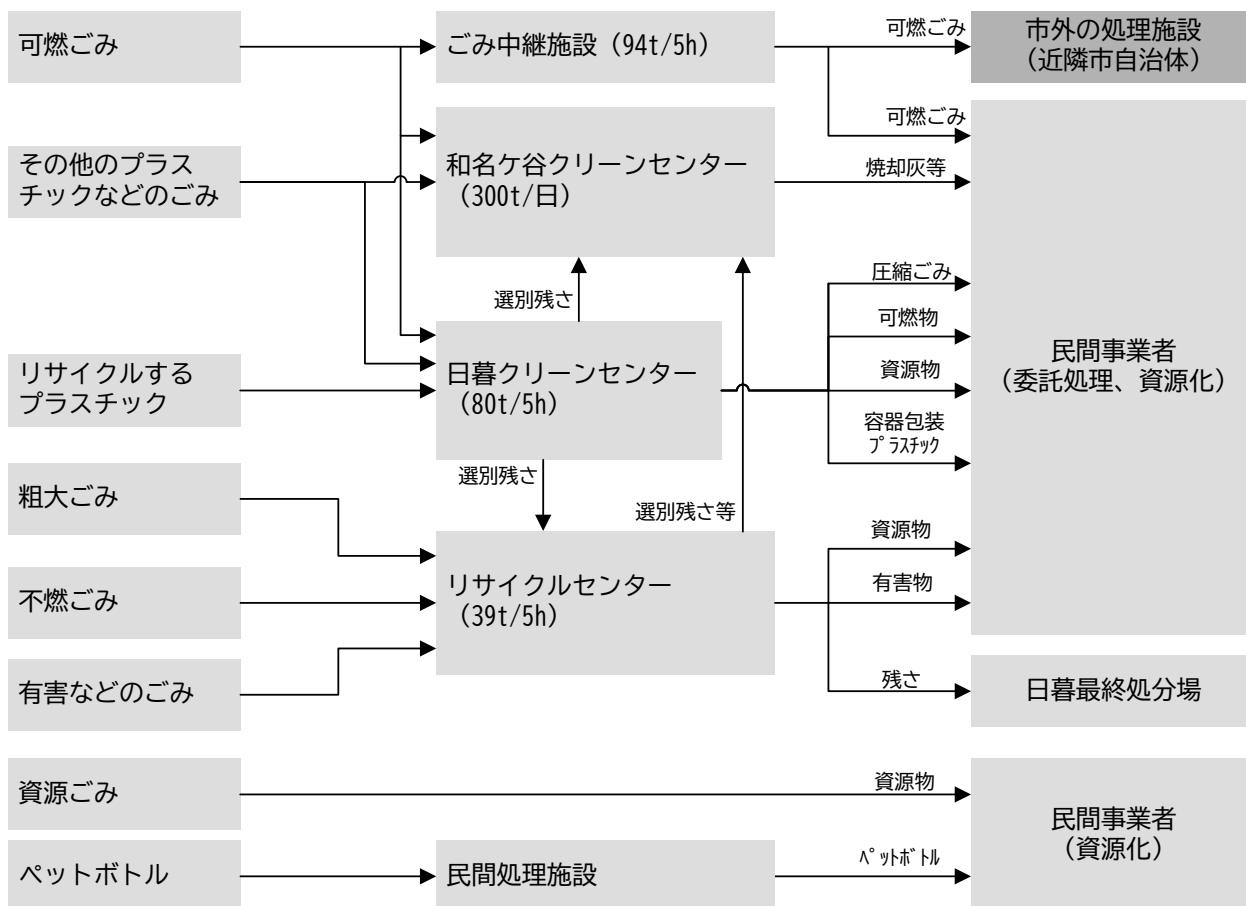
## (2) ごみ処理体制

本市では、可燃ごみ及びその他のプラスチックなどのごみの一部を和名ヶ谷クリーンセンターで焼却処理し、発生する焼却残さを民間事業者で資源化又は埋立処分しています。なお、令和2年3月にクリーンセンターを稼働停止後、和名ヶ谷クリーンセンターで処理しきれない可燃ごみは、ごみ中継施設で積み替えを行い、近隣市等で処理しています。

粗大ごみ、不燃ごみ及び有害などのごみは、令和4年4月に稼働した松戸市リサイクルセンターで処理し、民間事業者で資源化しています。

リサイクルするプラスチック及びその他のプラスチックなどのごみの一部は、日暮クリーンセンターで処理し、民間事業者で資源化又は委託処理しています。

資源ごみ（ビン・缶、紙・布類）及びペットボトルは、民間事業者で資源化しています。



注) クリーンセンターは令和2年3月稼働停止

図2 現状のごみ処理体制 (令和5年4月現在)

表1 焼却施設の施設概要

項目	クリーンセンター	和名ヶ谷クリーンセンター
所在地	高柳新田 37 番地	和名ヶ谷 1349 番地の 2
稼働年月	昭和 55 年 11 月 ・平成 8～9 年度：基幹整備工事（1 回目） ・平成 20～21 年度：基幹整備工事（2 回目）	平成 7 年 9 月 ・平成 24～26 年度：基幹改良工事 ・平成 30～令和元年度：強じん化整備工事
施設規模	200t/24h（100t/24h×2 基）	300t/24h（100t/24h×3 基）
処理方式	全連続燃焼式機械炉	全連続燃焼式機械炉
処理対象ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ及びその他のプラスチックなどのごみの一部
余熱利用	工場内給湯、プール・老人福祉センターへ給熱	工場内給湯、冷暖房及び利便施設への熱供給、発電
備考	令和 2 年 3 月停止	—



図3 本市における一般廃棄物処理施設等の位置

### (3) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、年間量及び一人1日当たりの量ともに減少傾向にあります。令和4年度のごみ排出量は、年間137,229 tであり、一人1日当たり756gとなっています。

表2 ごみ排出量の推移

単位：t/年

項目	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	95,557	98,091	96,216	94,654	93,402
不燃ごみ	-	-	-	638	3,797
陶磁器・ガラスなどのごみ	1,000	1,032	1,164	927	-
リサイクルするプラスチック	5,057	5,224	5,598	5,823	5,708
その他のプラスチックなどのごみ	7,789	7,379	7,608	7,175	6,560
ペットボトル	76	75	75	77	79
資源ごみ	12,192	12,596	13,339	11,586	7,970
粗大ごみ	2,969	3,237	3,285	3,370	3,347
有害などのごみ	113	111	114	119	130
集団回収	17,046	16,576	16,110	15,929	16,236
合計（ごみ排出量）	141,799	144,321	143,509	140,298	137,229
一人1日当たり（g/人日）	783	791	788	772	756

注) 松戸市リサイクルセンターの稼働に伴い、陶磁器・ガラスなどのごみ、資源ごみの一部及び粗大ごみの一部については、令和4年2月1日から不燃ごみに変更して収集している。

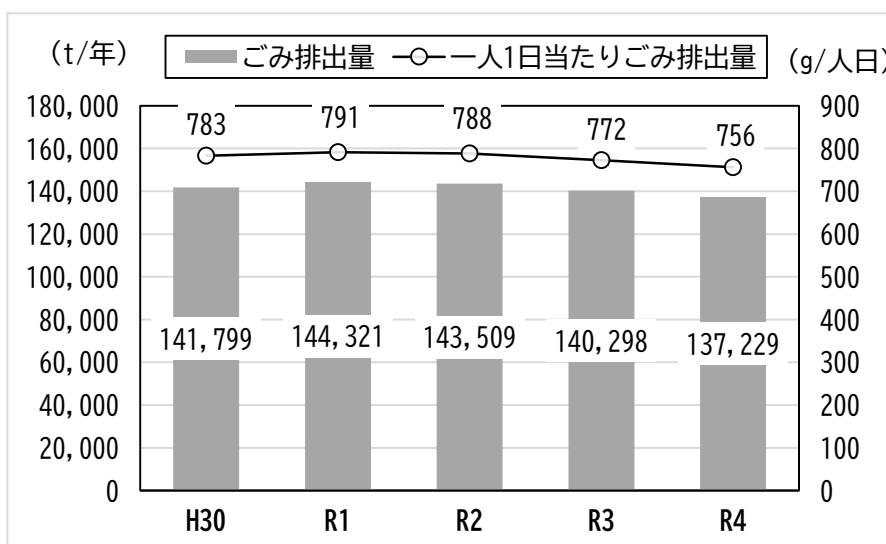


図4 ごみ排出量の推移

### 3. 今後のごみ処理体系

本施設では、可燃ごみ及び松戸市リサイクルセンターから発生する破碎残さ等処理していきます。

なお、リサイクルするプラスチック及びその他のプラスチックなどのごみの一部は、現在、資源化・焼却処理していますが、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）において、「材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ります。」としており、今後の動向を注視し、焼却処理だけではなく、処理方法について検討していきます。

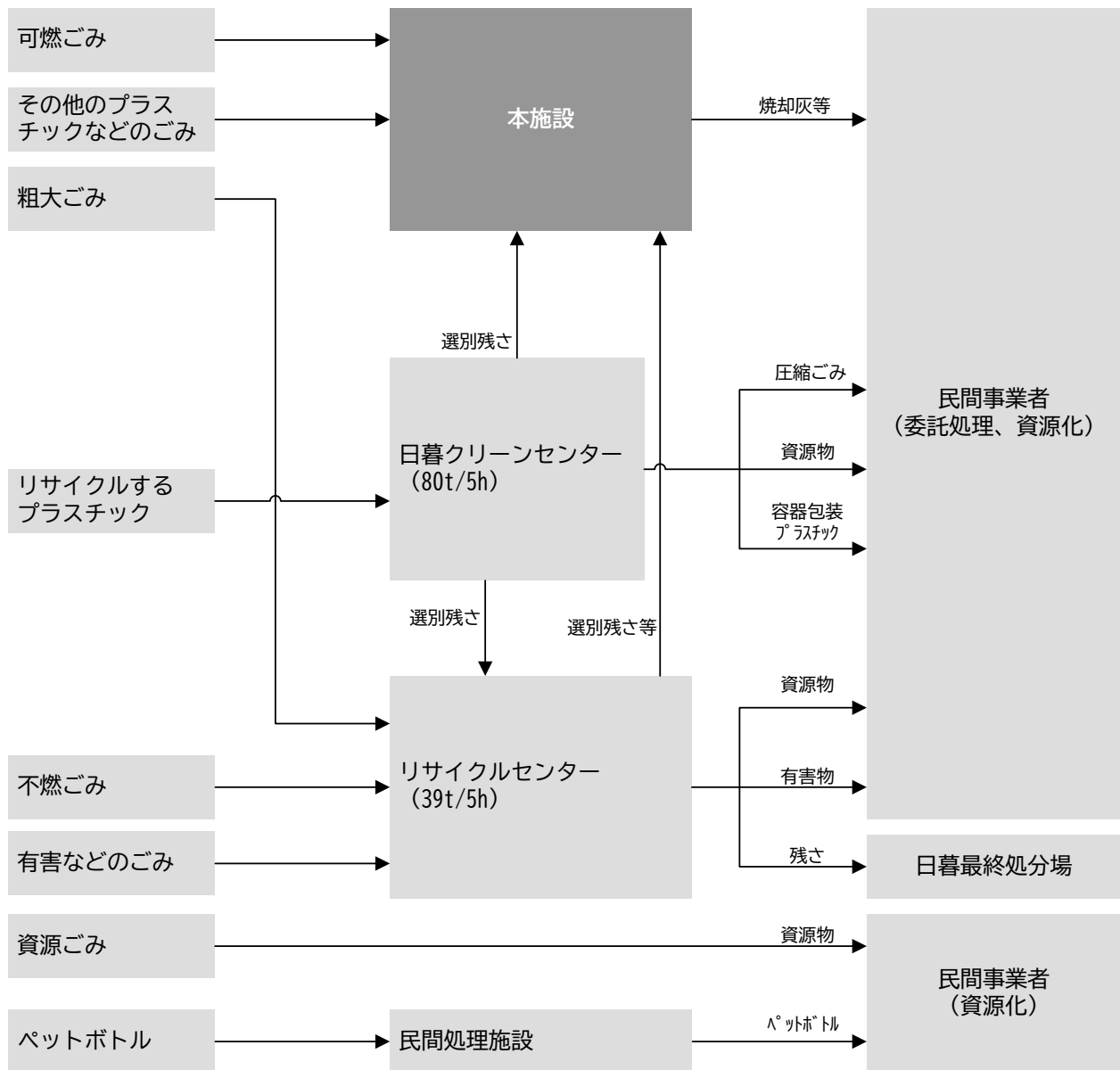


図5 今後のごみ処理体系（本施設稼働後）



#### 4. 建設候補地

##### (1) 敷地状況

建設候補地は、「現クリーンセンター用地」での建設を検討しています。



図 6 建設候補地

##### (2) 土地利用状況

建設候補地は、昭和 50 年 12 月に「ごみ焼却場」として都市計画決定しています。



出典：都市計画図（令和 2 年 3 月 31 日現在）

図 7 都市計画図



### (3) ハザード状況

建設候補地は、洪水エリアには指定されておらず、表3、図8及び図9に示すとおり、内水ハザードが0.3m未満、震度6強における地震の揺れやすさは中間となっています。

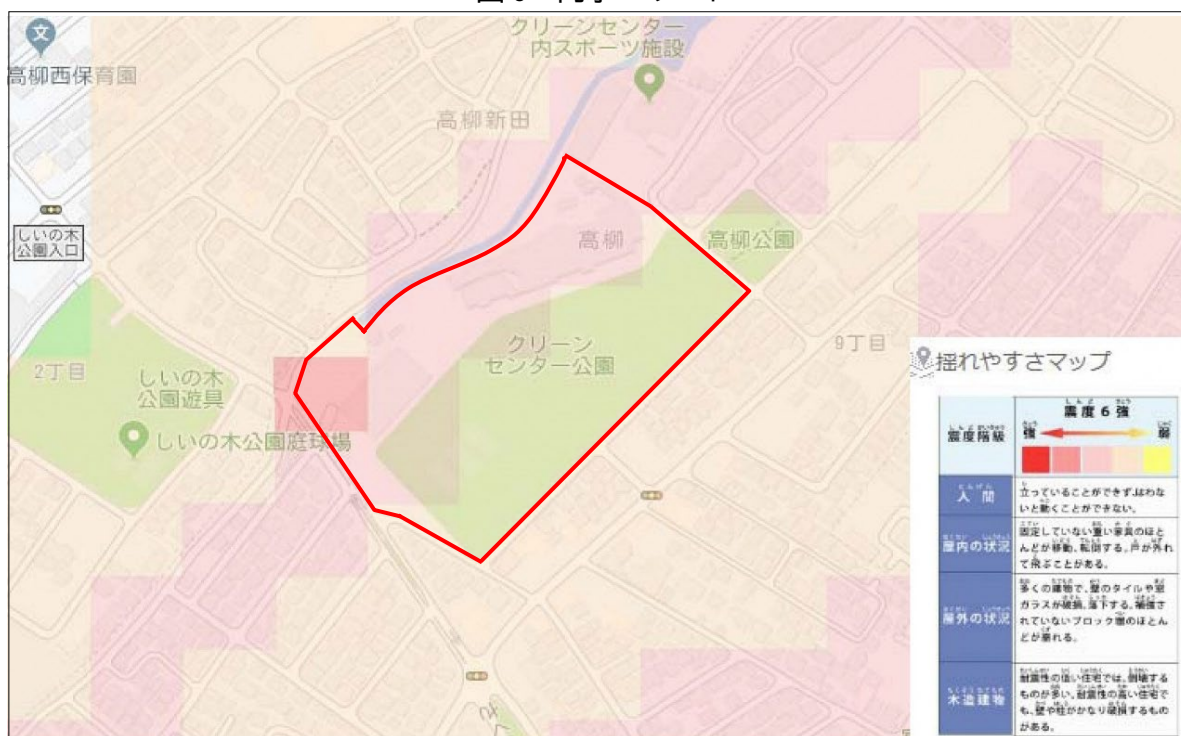
表3 ハザード状況

項目	内容
内水	・ 現施設の周辺は 0.3m未満
震度6強における地震の揺れやすさ	・ 中間



出典：松戸市やさシティマップ

図8 内水ハザード



出典：松戸市やさシティマップ

図9 地震の揺れやすさ



#### (4) ユーティリティ状況

建設候補地におけるユーティリティの状況は、表4に示すとおりです。

表4 ユーティリティ状況

項目	内容
電気	・現状は高圧受電済み ・敷地内に特別高圧線が通っているため、特別高圧受電が可能
上水道	・口径75mmの上水道管が敷設済み
下水道	・下水道管が敷設済み
都市ガス	・都市ガス配管（中圧ガス）が敷設済み

#### (5) 関連する法規制条件

本施設では、廃棄物処理法や大気汚染防止法等の環境保全に関する法律はもちろんですが、地域特性として、表5に示す法規制があります。

また、法規制以外には、千葉県や本市での条例にも準拠する必要があります。

表5 地域特性による主な法規制

項目	内容
都市計画法	・前述どおりごみ焼却場として都市計画決定済み ・面積の変更により、今後都市計画決定の変更手続きが必要（R7年度予定）
文化財保護法	・搬入口付近の一部が「埋蔵文化財包蔵地」に該当（今後調査予定）
航空法	・東約2～3kmの地点に海上自衛隊下総航空基地があり、着陸帯から半径3.5kmの範囲内ではFH45mの制限あり（本施設の建設範囲は10m程度掘削した地盤になるため、既存施設の建設時にGL55mでの制限となる）
電波法	・東側は電波法による伝搬障害防止区域内であるため、高さ31m超の建築物等に制限あり

#### 【千葉県条例】

- ・千葉県環境基本条例、千葉県環境保全条例、千葉県環境影響評価条例
- ・千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例など

#### 【本市条例】

- ・松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、松戸市公害防止条例
- ・松戸市緑の条例、松戸市景観条例など

## 5. 整備する本施設の概要

今後整備を計画するエネルギー回収型廃棄物処理施設の概要は、表6に示すとおりです。

表6 整備する本施設の概要

項目	内容
整備する施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー回収型廃棄物処理施設（ガス化溶融施設の場合はスラグ保管ヤードも整備）</li> <li>・管理棟</li> <li>・計量棟など</li> </ul>
施設規模	約 400t/日（現在処理対象物を含めて検討中）
処理対象物	可燃ごみ、松戸市リサイクルセンター等から発生する可燃残さ、その他のプラスチックなどのごみ等
ごみ処理方式	（第2回検討会以降で協議予定）
施設稼働年度	令和16年度

## 6. 今後の施設整備事業の流れ

今後の施設整備事業の流れは、図10に示すとおりです。

本市では、令和16年度の稼働を目標に施設整備を進めていきます。

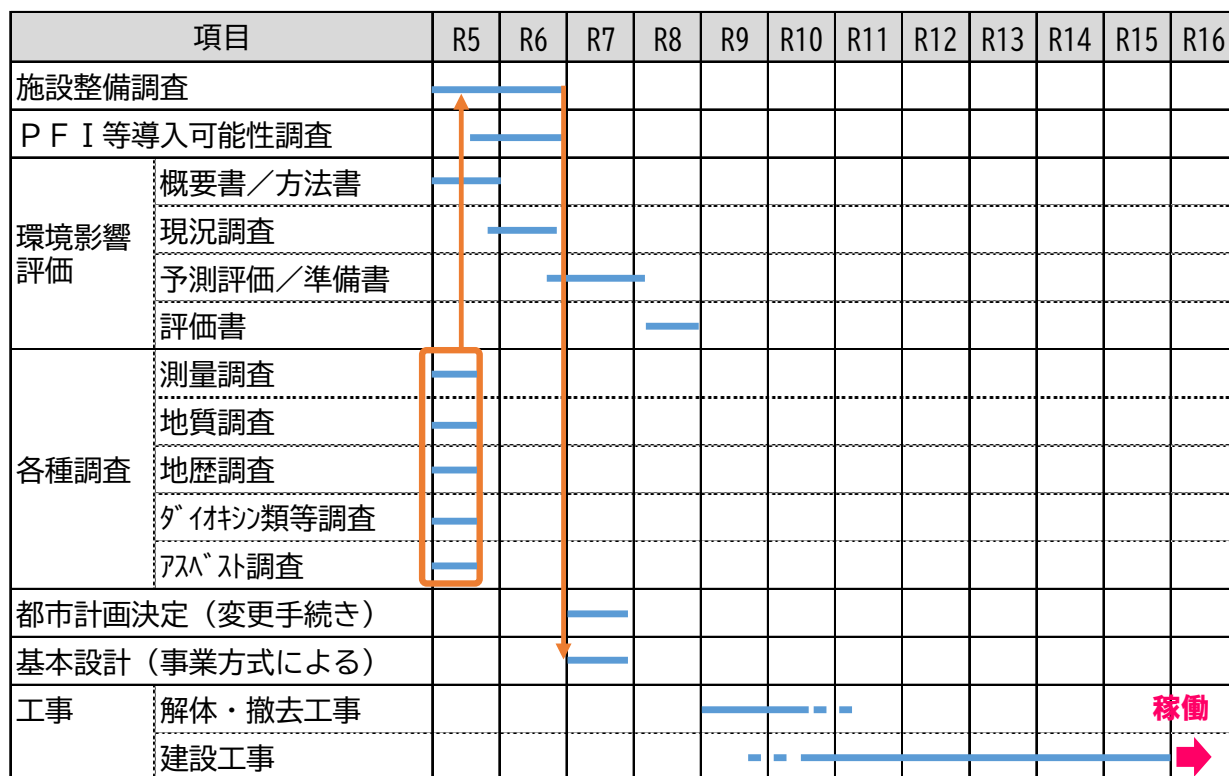


図10 今後の事業スケジュール